

改正

昭和31年10月16日条例第22号
昭和33年2月19日条例第1号
昭和44年4月22日条例第16号
昭和45年10月3日条例第23号
昭和46年10月13日条例第29号
昭和48年12月25日条例第38号
昭和50年3月29日条例第5号
昭和63年3月22日条例第3号
平成3年9月24日条例第24号
平成6年3月22日条例第3号
平成28年3月11日条例第3号

中間市議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条の規定により議会等が出頭又は参加を求めた証人等に対する費用弁償に関しては、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において「証人等」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 法第74条の3第3項の規定により選挙管理委員会が出頭を求めたもの
- (2) 法第100条第1項の規定による議会が出頭を求めたもの
- (3) 法第109条第5項又は第115条の2の規定により、議会の常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会又は議会が意見を聴くため公聴会に参加を求め、若しくは参考人として出頭を求めた者
- (4) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第4項の規定により農業委員会が出頭を求めた者
- (5) 法第199条第8項の規定により監査委員が出頭を求めた者
- (6) 中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年中間市条例第1号）第20条の規定により、実施機関又は審査会が出頭を求めた者

(費用弁償の額)

第3条 前条に規定する証人等に対する費用弁償の額は、2,000円とする。ただし、市外に居住する証人等に対しては、中間市一般職職員の旅費に関する条例（昭和26年中間市条例第20号）の例により支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和31年10月16日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和33年2月19日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和33年1月1日から適用する。

附 則（昭和44年4月22日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年10月3日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年10月13日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年7月1日から適用する。

附 則（昭和48年12月25日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月29日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年11月1日から適用する。

附 則（昭和63年 3 月22日 条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 9 月24日 条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月22日 条例第 3 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月11日 条例第 3 号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。